

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

○事務委任規則の一部を改正する規則

(同)

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(介護保険室)

○薬事法施行細則の一部を改正する規則

(薬務課)

訓令 甲

(人事課)

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

## 規則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第六十四号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条住宅課の分掌事務の項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 長期優良住宅の普及の促進に関すること。

第九十五条第四項中第四十号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。

三十八 長期優良住宅の普及の促進に関すること。

第九十五条第五項中第三十三号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 長期優良住宅の普及の促進に関すること。

附則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第六十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二十四号口中、及び第二十七条を、第二十八条第三項ただし書及び第三十五条第三項ただし書に、又は一般販売業の管理者を、の管理者、店舗管理者及び営業所管理者に改め、同号中ヲを削り、ワをヲとし、力からネまでをワからツまでとし、同号ナ中、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業又は医薬品の販売先等変更を、並びに高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業に改め、同号ナを同号ネとし、同号ネの次に次のように加える。

ナ 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「省令」という。)第十五条の四第二項(第四百二十二条において準用する場合を含む。)の規定による郵便等販売の届出の受理

売の届出の受理

第六条第一項第二十四号中ヲ及びムを削り、同号ウ中「第一条」を「第二条及び第三条」に、「薬局又は一般販売業の管理者兼務廃止届」を「薬局開設者、店舗販売業者及び卸売販売業者並びに薬局の管理者、店舗管理者及び営業所管理者の変更並びに薬局の管理者、店舗管理者及び営業所管理者の兼務の廃止の届出」に改め、同号ウを同号ラとする。

第二条 事務委任規則の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号を第四十八号とし、第四十六号を第四十七号とし、第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の施行に関する

次のこと。

イ 第六条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定

口 第八条及び第九条の規定による変更の認定

ハ 第十条の規定による地位の承継の承認

ニ 第十二条の規定による報告の徴収

ホ 第十三条第二項の規定による認定計画実施者に対する変更の認定の申請に関する改善命令

ヘ 第十四条の規定による計画の認定の取消し（同条第一項第二号に掲げる場合に限る。）

ト 第十五条の規定による助言及び指導

附 則

この規則中第一条の規定は平成二十一年六月一日から、第二条の規定は同月四日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則（平成十一年宮城県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び介護保険法施行法」を、「介護保険法施行法」に改め、「施行法」という。の下に、「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）」を加える。

「指定居宅サービス事業者  
指定居宅介護支援事業者  
指定介護予防サービス事業者  
介護保険施設」  
第二条中  
指定（許可）申請書 を「指定（許可）申請書」に改め  
る。

第三条中「第七十二条第一項ただし書」の下に、「法第百十五条の十一において準用する場合を含む。」を加える。

第四条第一項中「第七十五条、第八十二条」を、「第七十五条第一項、第八十二条第一項」に、「第九十九条」を、「第九十九条第二項」に、「第百十五条の五」を、「第百十五条の五第一項」に、「変更の届出は、」を、「届出は、変更に係るものにあつては」に改め、「により」の下に、「再開に係るものに

あつては再開届出書（様式第三号の二）により」を加え、同条第二項中「第七十五条、第八十二条及び第百十五条の五」を、「第七十五条第二項、第八十二条第二項、第九十九条第二項及び第百十五条の五第二項」に、「、休止及び再開」を、「又は休止」に、「廃止・休止・再開届出書」を、「廃止・休止届出書」に改める。

第十条中「第百十五条の十で」を「法第百十五条の十一において」に、  
「指定居宅サービス事業者  
指定居宅介護支援事業者  
指定介護予防サービス事業者  
介護保険施設」

業 者 指 定（許可）更新申請書 を「指定（許可）更新申請書（様式第十号）」に改める。

第十一条を次のように改める。

（公示）

第十一条 法第七十六条の二第四項、第八十三条の二第四項、第九十一条の二第四項、第百三条第四項、第百十三条の二第四項、第百十五条の八第四項及び第百十五条の三十四第四項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 介護保険事業所番号
- 二 事業所又は介護保険施設の名称及び所在地
- 三 命令の内容、履行期限及び命令の年月日

2 法第七十八条、第八十五条、第九十三条、第百四条の二、第百五条及び第百十五条の十の規定による公示は、それぞれ施行規則第百三十一条の二各号、第百三十三条の二各号、第百三十五条の二各号、第百三十七条の二各号、第百四十条の二各号又は第百四十条の二十三各号に掲げる事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

第十二条第二項中「第七十一条本文及び第七十二条本文の」を、「第七十一条本文及び第七十二条第一項本文（法第百十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされる場合における当該」に改め、「又は承認」を削る。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

(表面)

受付番号

指定(許可)申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所
申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名) 印

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)許可を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

Table with columns for applicant information, business details, and a list of services for designation/permission. Includes sections for 'Applicant Information', 'Business Details', and 'Designation/Permission Services'.

(裏面)

## 備考

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請する事業の該当欄に「○」を記入してください。  
なお、今回の申請に伴って、法第72条第1項の規定により指定があったものとみなされる事業については、「実施事業」欄に「みなし」と記載してください。
- 5 「指定（許可）申請をする事業等」欄は、該当する欄に事業等の開始（開設）予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定等を受けている事業等」欄は、介護保険法による事業所又は介護保険施設として指定（許可）された年月日（介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定により指定（許可）があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」）を記載してください。
- 7 健康保険法に基づく指定を受けた保険医療機関、保険薬局又は訪問看護事業所として既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。

様式第2号(第3条,第13条関係)

指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

(法人にあっては,主たる事務所の所在地)

開設者 氏 名 印

(法人にあっては,名称及び代表者の職氏名)

次のとおり指定を不要とする旨を申し上げます。

名 称	
施設等の種別	
申出に係る施設等 医療機関コード等	
施設等の場所	
施設等の管理者	
住 所	
申出に係るサービスの種類	1 訪問看護 2 介護予防訪問看護 3 訪問リハビリテーション 4 介護予防訪問リハビリテーション 5 居宅療養管理指導 6 介護予防居宅療養管理指導 7 通所リハビリテーション 8 介護予防通所リハビリテーション 9 短期入所療養介護 10 介護予防短期入所療養介護

備考

- 「施設等の種別」欄は「保険医療機関」、「保険薬局」、「介護老人保健施設」又は「介護療養型医療施設」の別を記載してください。
- 「申出に係るサービスの種類」欄は,指定を不要とするサービスに○印を付してください。

「 野 金 川 郡 野 田 町 」

主たる事務所の所在地

」

「 野 田 町 野 田 町 野 田 町 」

に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2(第4条関係)

再開届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

事業(開設)者 氏 名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

再開した事業所(施設)	介護保険事業所番号									
	名称									
	所在地									
事業の種類別										
再開した年月日		年	月	日						

備考 事業所(施設)の人員,設備及び運営等に関する基準を満たしていることを証する書類を添付してください。

様式第四号を次のように改める。

様式第4号(第4条関係)

廃止・休止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
 事業(開設)者 氏 名 印  
 (法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

介護保険事業所番号									
名称									
廃止(休止)する事業所所在地									
事業の種類別	廃止・休止								
廃止・休止の別									
廃止・休止する年月日	年	月	日						
廃止・休止する理由									
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置									
休止予定期間	休止日	~	年	月	日				

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

様式第10号を次のように用いる。

様式第10号 ( 第10条関係 )

受 付 番 号	
---------	--

指定 ( 許可 ) 更新申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
 ( 法人にあっては、主たる事務所の所在地 )  
 申請者 氏 名 印  
 ( 法人にあっては、名称及び代表者の職氏名 )

介護保険法に規定する事業所 ( 施設 ) に係る指定 ( 許可 ) 更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の 所在地	( 郵便番号 - )		
		( ビルの名称等 )		
	連絡先	電話番号		F A X 番号
	法人の種別		法人所轄庁	
代 表 者 の 職 名 及 び 生 年 月 日	職名		フリガナ	生年月日
			氏名	
	代表者の住所	( 郵便番号 - )		
	( ビルの名称等 )			
事 業 所 ( 施 設 )	介護保険事業所番号			
	フリガナ			
	名称			
	所在地	( 郵便番号 - )		
	連絡先	電話番号		F A X 番号
		メールアドレス		
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
フリガナ				
名称				
所在地	( 郵便番号 - )			
連絡先	電話番号		F A X 番号	
管理者の氏名、生年月日、 住所及び経歴	フリガナ		生年月日	経歴 別添のとおり
	氏名			
事業等の種類				
現に受けている指定の有効期間満了日				
役員 の氏名、生年月日及び住所	別添のとおり			
誓約書	別添のとおり			
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	別添のとおり			

備考

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。
- 誓約書とは、欠格事由に該当しないことを誓約する書面をいい、サービスの種別により根拠条文が異なります。  
 指定居宅サービス事業所 法第70条の2第4項において準用する法第70条第2項各号  
 指定居宅介護支援事業所 法第79条の2第4項において準用する法第79条第2項各号  
 指定介護予防サービス事業所 法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の2第2項各号  
 指定介護老人福祉施設 法第86条の2第4項において準用する法第86条第2項各号  
 介護老人保健施設 法第94条の2第4項において準用する法第94条第3項各号  
 指定介護療養型医療施設 法107条の2第4項において準用する法第107条第3項各号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定によるものとみなす。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(薬局開設者等の兼務の許可)

第三条 条例第二条第一項の申請書は、薬局開設者等兼務許可申請書(様式第一号)とする。

2 条例第二条第二項の規定による届出は、薬局開設者等兼務許可変更届(様式第二号)によるものとする。

3 条例第二条第三項の規定による届出は、薬局開設者等兼務廃止届(様式第三号)によるものとする。

第四条及び第五条を削る。

第三条の二第二項中「同項に」を「法第八条の二第一項に」に、「第四条一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三項中「知事が」を「知事の」に、「第四条一項」を「第四条第一項」に改め、同条第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(管理者の兼務の許可)

第四条 条例第三条第一項の申請書は、管理者兼務許可申請書(様式第四号)とする。

2 条例第三条第二項の規定による届出は、管理者兼務許可変更届(様式第五号)によるものとする。

3 条例第三条第三項の規定による届出は、管理者兼務廃止届(様式第六号)によるものとする。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条第一項中「(様式第五号)」を「(様式第七号)」に改める。

第八条第一項中「(様式第六号)」を「(様式第八号)」に改め、同条第二項中「戸籍謄本」の下に「、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書」を「、限る。」の下に「(日本国籍を有していない者については、外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四条の三第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書)」を加える。

第九条中「(様式第七号)」を「(様式第九号)」に改める。

第十条中「(様式第八号)」を「(様式第十号)」に改める。

第十一条中「(様式第九号)」を「(様式第十一号)」に改める。

第十二条中「(様式第十号)」を「(様式第十二号)」に改める。

第十三条中「(様式第十一号)」を「(様式第十三号)」に改める。

第十四条中「薬種商試験又は」を削る。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

薬局開設者等兼務許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所(法人にあっては, 主たる事務所の所在地)  
氏 名(法人にあっては, 名称及び代表者の氏名) 印

第7条第3項ただし書  
第17条第4項  
第28条第3項ただし書  
第35条第3項ただし書  
第68条の2第2項  
の規定により, 薬局開設者等の兼務の許可を下記のとおり申請  
薬事法  
第17条第4項  
第28条第3項ただし書  
第35条第3項ただし書  
第68条の2第2項

します。

記

管 理 者	氏 名	
	住 所	
管 理 者 が 管 理 す る 薬 局 等	名 称	
	所 在 地	
薬 事 に 関 する 実 務 に 従 事 す る 場 所	名 称	
	所 在 地	
実 務 の 内 容		
備 考		

備考 この用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。

様式第2号(第3条関係)

薬局開設者等兼務許可変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所(法人にあっては, 主たる事務所の所在地)  
氏 名(法人にあっては, 名称及び代表者の氏名) 印

下記のとおり変更したので, 薬事法施行条例第2条第2項の規定により届け出ます。

記

許 可 指 令 番 号 及 び 許 可 年 月 日			
管 理 者 が 管 理 す る 薬 局 等	名 称		
	所 在 地		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

備考 この用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。

様式第3号(第3条関係)

業局開設者等兼務廃止届

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記のとおり管理者が兼務の許可に係る実務に従事しなくなったので、業事法施行条例第2条第3項の規定により届け出ます。

記

許可指令番号及び 許 可 年 月 日			
管 理 者	氏 名		
	住 所		
	名 称		
業事に関する実務に 従事しなくなった場所	名 称		
	所 在 地		
従 事 し な く な っ た 実 務 の 内 容			
従 事 し な く な っ た 年 月 日			
備 考			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4号(第4条関係)

管理者兼務許可申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
氏 名 印

第7条第3項ただし書  
第17条第4項  
第28条第3項ただし書 の規定により、管理者の兼務の許可を下記のとおり申請します。  
第35条第3項ただし書  
第68条の2第2項

記

管理者が管理 する業局等	名 称		
	所 在 地		
	名 称		
業事に関する実務 に従事する場所	名 称		
	所 在 地		
実 務 の 内 容			
備 考			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十一号を様式第十二号とし、様式第六号から様式第十号までを「印字し置くことによる」様式第五号中「様式第五号（第8条関係）」を「様式第五号（第7条関係）」とし、同様を様式第七号とし、様式第四号の次に次の二様式を加える。

様式第五号（第4条関係）

管理者兼務許可変更届

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所  
氏 名

印

下記のとおり変更したので、薬事法施行条例第3条第2項の規定により届け出ます。  
記

許 可 指 令 番 号 及 び 日				
管 理 者 が 管 理 する 薬 局 等	名	称		
	所 在 地			
変 更 内 容	事	項	変 更 前	変 更 後
		変 更 年 月 日		
備 考				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6号(第4条関係)

管理者兼務廃止届

年 月 日

宮城県知事

殿

住 所  
氏 名

印

下記のとおり管理者が兼務の許可に係る実務に従事しなくなったので、薬事法施行条例第3条第3項の規定により届け出ます。

記

許可指令番号及び 許 可 年 月 日	名 称	
	名 所	地 所
薬事に関する実務に 従事しなくなった場所	従事しなくなった実務の内容	
従事しなくなった年月日	従事しなくなった年月日	
備 考	備 考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。  
( 経過措置 )

2 改正前の薬事法施行細則(以下「旧規則」という。)第六条、様式第三号及び様式第四号の規定は、薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)附則第五条に規定する既存薬種商については平成二十四年五月三十一日までの間、改正法附則第八条に規定する薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者については改正法附則第八条の規定により従前の例により引き続き当該薬種商販売業を営むことができる間、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第六条中「法第二十九条の規定による薬種商については」とあるのは「薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。)附則第五条に規定する既存薬種商については」と、「省令附則第四項の規定による薬種商については」とあるのは「改正法附則第八条に規定する法附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者については」とする。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十八号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一業務課長の専決事項の項第三号口中、「又は一般販売業の管理者」を、「営業所管理者及び生物由来製品の製造管理者」に、「第二十七条」を、「第三十五条、第六十八条の二」に改め、同号中トを削り、チをトとし、リからワまでをチからワまでとし、同号力中「薬剤師の増員命令」を「業務の体制の整備命令」に改め、同号力を同号ワとし、同号中ヨを力とし、タからソまでをヨからシまでとし、ッを削り、同号ネ中「省令」を「薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「省令」という。)」に改め、同号ネを同号ソとし、同号中ナをッとし、ラをネとせらる。

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十号口中、「又は一般販売業の管理者」を、「の管理者、店舗管理者及び営業所管理

者」に、「第二十七条」を「第二十八条、第三十五条」に改め、同号中ルを削り、ヲをルとし、ワをヲとし、同号力中「及び薬局製造販売医薬品製造業者」を、「薬局製造販売医薬品製造業者」に改め、同号力を同号ワとし、同号中ヨを力とし、夕からツまでをヨからソまでとし、同号ネ中、「高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業」に改め、同号ネを同号ツとし、同号ツの次に次のように加える。

ネ 郵便等販売の届出の受理（薬事法施行規則）（以下この号において「省令」という。）（第十五条の四、第四百二十二条）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十号中ナ及びヒヲを削り、同号ム中「薬局又は一般販売業の管理者兼務廃止届」を「薬局開設者、店舗販売業者及び卸売販売業者並びに薬局の管理者、店舗管理者及び営業所管理者の変更並びに薬局の管理者、店舗管理者及び営業所管理者の兼務の廃止の届出」に改め、「第一条」の下に、「第三条」を加え、同号ムを同号ナとする。

第二条 事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第一土木部長の住宅課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行に関する次のこと。

イ 認定計画実施者に対する認定長期優良住宅の建築及び維持保全の実施に関する改善命令（第十三条第一項）

ロ 計画の認定の取消し（認定計画実施者が第十三条の規定による命令に違反したときに限る。）（第十四条）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項中第四十六号を第四十七号とし、第四十五号を第四十六号とし、第四十四号を第四十五号とし、第四十三号の次に次の一号を加える。

四十四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第六条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定

ロ 第八条及び第九条の規定による変更の認定

ハ 第十条の規定による地位の承継の承認

ニ 第十二条の規定による報告の徴収

ホ 第十三条第二項の規定による認定計画実施者に対する変更の認定の申請に関する改善命令

ヘ 第十四条の規定による計画の認定の取消し（同条第一項第二号に掲げる場合に限る。）

ト 第十五条の規定による助言及び指導

附 則

この訓令中第一条の規定は平成二十一年六月一日から、第二条の規定は同月四日から施行する。